

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	瓜生津 (瓜生津町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地の集積をほぼ100%完了している。今後、この経営資源を経営・人材面でどのように高揚させていくかが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当初からの水稻の密苗播種を主眼にした営農改善に取り組みつつ近年には小麦から大麦播種へ更にその二毛作目に蕎麦から黒大豆への転換拡充にも努めており引続き継続していく。一方で高収益野菜として青ネギの直売所等への出荷・効率化にも引き続き取り組みを安定した業績を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化しを脳死中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現行の農地中間管理機構を通じた農地の貸借契約が令和7年末となっているのでその後の農地の扱いについて行政の支援があるのか不安である。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
作業従事者の高齢化が加速する現状で多角化する経営資源をどのように維持継承できるのか研鑽を重ねる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業の省力化、効率化を考えるうえで部分的でも避けて通れない。
- ⑧自前の乾燥調製施設を持たずにJAや民間事業者に依存してきたが今後の米価等の動向次第ではやむなく新たな投資も考えていかなければならない。また、トラクタやコンバイン等の大型農業機械の更新も近々の課題となっている。
- ⑨高収益作物として青ネギの出荷に取り組んでいるが人出中心の作業から今後さらなる効率化を進めていく必要がある。